

令和6年12月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年12月総会

萩市農業委員会総会議事録

12月6日(金) 午後3時00分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第64号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議案第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第66号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番	金子哲也	欠席	鈴川肇
3番	中野恵子	4番	岩本裕子
5番	長富繁美	6番	草野隆司
7番	大田忠男	8番	中村博
9番	矢次利典	10番	原川久美子
欠席	品川民雄	12番	大石博則
13番	横山喜一郎	14番	原田知美
欠席	藤田芳昭	16番	守永正範
17番	三村浩一	18番	松田由美子
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

3番 中野恵子 14番 原田知美

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年12月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長

これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、議事録署名委員は、3番 中野委員、14番 原田委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長

議案第63号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局

それでは、第63号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る11月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は●●●が登記・現況ともに田、面積は372㎡、●●●の地目が登記、現況ともに畑、面積は、180㎡、合計面積は552㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、市外在住で農業後継者もいないため、実家の住宅に借家として入居されている譲受人の●●●さんへ住宅物件とともに売買により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅に隣接しており、農地管理が容易に行えることから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。農業従事日数は100日の予定です。同居する親族として、

父親が●●●歳、母親が●●●歳、両親ともに農業経験はございません。ご両親の農業従事日数はともに120日の予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、文旦や夏みかん等の柑橘の栽培のほか、露地野菜の栽培を行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や耕運機、軽トラックなど営農に必要な農機具をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、11月28日、事務局2名と●●●委員さん、私の4名で、譲受人の●●●さんの立ち合いのもと、現地を確認いたしました。内容につきましては、先ほど、事務局からの説明があったとおりです。隣接する家と畑を一緒に購入するものでございます。東側の方ですが、畑には柑橘が植えられており、畑として活用される予定で、今後も継続して栽培されますので、特に問題はないものと思われれます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る11月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.7kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともにすべて田で、面積は2,152㎡です。筆としては1枚の筆ですが、現場は3枚の段がついた農地になっております。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,604㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で通作が困難であるため、ご親戚でこれまでも利用権設定により耕作管理を行っておられた譲受人の●●●さんへ贈与による譲渡の打診を行っておられました。譲受人の●●●さんはこの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は30年、農作業従事日数は120日です。

営農計画ですが、申請地において引き続き水稻の栽培を行う予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、草刈機など、営農に必要な作業機械を所有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 この件につきましても、11月28日、事務局2名と●●●委員さん、私の4名で、現地を確認いたしました。内容につきましては、先ほど、事務局からの詳しい説明があったとおりです。現地の状況はこのスライドのとおりで、現在を含め30年以上、譲受人が耕作

されており、今後も継続して耕作されますので、特に問題はないものと思われまふ。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第64号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第64号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。議案は4ページをご覧ください。

行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを改めて確認するため、本案を決議していただくようお諮りします。

それでは、4ページを読み上げます。(決議文読み上げ)

以上でございます。信頼される農業委員会であるために、コンプライアンス(法令遵守)の徹底をお願いします。農業委員会は、農地法の許可権限を持っており、執行にあたって公正・公平であることは当然のことですが、それ以外にも、個人情報の漏えいや飲酒運転などをすることがないよう、また、地位を利用した選挙運動は禁止されていますので、十分気を付けていただくようお願いします。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

これまでに、農業委員会の活動の中で、これはちょっと引っかけらんじゃないかというものがありましたか。

事務局 萩市農業委員会では、あったかもしれないです。事件にはなっ

いないですが。今、全国の農業委員会で、収賄事件、特に転用に絡む事件というのが起こっているということで、こういうコンプライアンスを徹底してくださいということで、農業会議さんの方から言われております。

議 長 ということだそうですので、気を付けて、気を引き締めてまいりましょう。ほかにご質問がございませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 ●●●委員。

第 3 番 これは毎年決議するものなのですか。

事 務 局 毎年していない農業委員会さんもあると思うのですが、何年か前に、収賄事件や、農業委員会での不祥事が起ったことで、山口県農業会議の方から、こういう決議をきちっとしていただきたいということで、萩市農業委員会としては、改めてこのことについて、委員の皆さんにご理解いただくために、毎年決議させていただいています。以上です。

議 長 ほかに何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第65号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第65号、農地法第18条第6項の規定による通知について

ご説明します。議案書の一覧表は6ページです。

本日は、1件の合意解約が提出されております。

第1項ですが、対象農地は、●●●で地目は登記・現況ともに田で面積は931㎡です。賃借人は●●●の●●●地区の●●●さんで賃借人が同じく●●●の●●●地区の●●●さんです。賃借人の●●●さんが体調不良により耕作の継続が困難とのことから合意解約になりますが、解約後は令和7年4月1日から別の担い手が耕作されることとして調整済みです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案65号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第66号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第66号第1項について説明いたします。議案は8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西に700mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は242㎡です。

申請人は、●●●の持分1/3の●●●さん外2名です。

こちらが、申請地で、●●●前の元県道●●●号●●●線、今の市道●●●線から、●●●方面に行き、●●●の駐車場がある、市道●●●線を40m行った●●●前にある、宅地に囲まれた農地です。

この市道をまっすぐ行くと、●●●・●●●に出ます。

申立てによると、申請地は、平成20年に相続したが、それ以前より駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、申請地は、バラス敷きの駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

今は廃業されていますが、●●●に駐車場として貸し付けられていたそうです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案 6 6 号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 2 0 分 閉会